					(四)	(五)
					主索又は鎖の張り	主索又は鎖及び調速機ロープの取付部
	主索の摩耗粉の状況	主索の損傷及び変形の状況	鎖の給油及び外観の状況	鎖の摩耗の状況	張りの状況	昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況
(3) 錆が著しいこと又は素線切れが生じた部分の断面積がもの断面積に対する割合が七十パーセント以下であること。	全長の摩耗粉の固着の状況を目視により確認する。	全長を目視により確認する。	全長を目視により確認する。	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖車にかかる箇所等において鎖車にかかる最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ　各主索又は鎖の端末部のスプリングの高さを目視により確認する。 ロ　かご上において主索又は鎖を揺らし、その振幅を確認する。 ハ　かご上において触診により主索又は鎖の張りが均等であることを確認する。	目視及び触診により確認する。
	主索の摩耗粉の錆が多量に付着し、素線の状況が確認できないこと。	著しい損傷又は変形があること。	イ　著しい損傷、変形、ねじれ、腐食等があること。 ロ　給油が不十分であること。	最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが一・五パーセント以上であること。	著しい不均等があること。	ダブルナットにあってはナット間に緩みがあり、割ピンにあっては割ピンに欠損、曲げ不足等があり、その他の方法にあっては取付けが確実でないこと。

| | | | | | |